



追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

# BAMワールド・ボンド・ アクティブ・オープン

ベアリング投信投資顧問株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年 法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「B AMワールド・ボンド・アクティブ・オープン」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成23年7月15日に関東財務局長に提出しており、平成23年7月16日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成24年1月19日に関東財務局に提出しております。
2. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した文書として、投資者の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。
3. 「B AMワールド・ボンド・アクティブ・オープン」の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。
4. 当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。

発行者名	ベアリング投信投資顧問株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 島崎 亮平
本店の所在の場所	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません

## 目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	8
3 投資リスク	15
4 手数料等及び税金	18
5 運用状況	21
第2 管理及び運営	30
1 申込（販売）手続等	30
2 換金（解約）手続等	30
3 資産管理等の概要	32
4 受益者の権利等	35
第3 ファンドの経理状況	37
1 財務諸表	39
2 ファンドの現況	51
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	52
第三部 委託会社等の情報	54
第1 委託会社等の概況	54
1 委託会社等の概況	54
2 事業の内容及び営業の概況	56
3 委託会社等の経理状況	57
4 利害関係人との取引制限	91
5 その他	91

信託約款

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

BAMワールド・ボンド・アクティブ・オープン

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ① 契約型の追加型証券投資信託受益権です。
- ② 当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるベアリング投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」または「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
- ③ 当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

なお、上記金額には下記（5）の申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※1とします。

※1「基準価額」とは、当ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、販売会社※2または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

※2「販売会社」とは、当ファンドの販売について委託会社が指定する金融商品取引業者および登録金融機関をいいます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03-3501-6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.barings.com/jp>

### (5) 【申込手数料】

- ① 申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に1.05%（税抜1.0%）の率を乗じて得た額とします。

(6) 【申込単位】

10口以上1口単位

(7) 【申込期間】

平成23年7月17日から平成24年7月17日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

安藤証券株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号

(注) 国内の全ての本支店においてお申込みの取扱いを行います。以下、「販売会社」といいます。

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、お申込代金を販売会社の定める期日までにお支払いください。(詳細は、お申込みの販売会社までお問い合わせください。)

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記(8)「申込取扱場所」をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 取扱時間

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

② 日本以外の地域における発行

ありません。

③ 取得申込み等の受付けの中止

委託会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

④ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ① ファンドの目的

当ファンドは、日本を除く世界の投資適格格付けの公社債を主な投資対象とし、インカム・ゲインの確保と信託財産の安定的で長期的な成長を目指した運用を行うことを基本とします。

###### ② ファンドの信託金の限度額

委託会社は2,000億円を限度として信託金を追加することができます。また受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

###### ③ ファンドの基本的性格

当ファンドにおける社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、以下の通りです。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
		不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合 ( )

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	<b>グローバル</b>	<b>あり</b>
一般	年2回	日本	( )
大型株	<b>年4回</b>	北米	
中小型株	年6回	欧州	なし
債券	(隔月)	アジア	
<b>一般</b>	年12回	オセアニア	
公債	(毎月)	中南米	
社債	日々	アフリカ	
その他債券	その他	中近東	
クレジット属性	( )	(中東)	
( )		エマージング	
不動産投信			
その他資産			
( )			
資産複合			
( )			

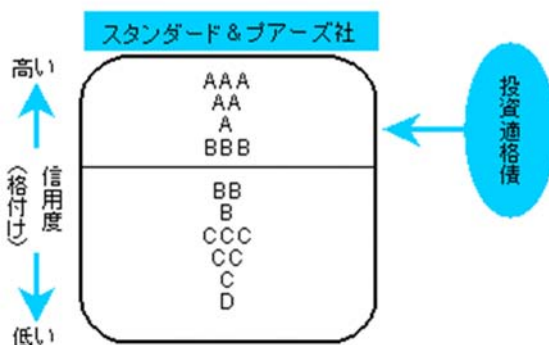
#### 属性区分の定義

該当区分	区分の定義
債券・一般	目論見書または信託約款において、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全ての債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
年4回	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジあり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

#### ④ ファンドの特色

1. 主として日本を除く世界の投資適格債を投資対象とし、インカム・ゲインの確保と信託財産の安定的で長期的な成長を目指します。
2. 債券の利息収入を主な原資として、3ヶ月毎に収益分配を決定します。収益分配は年4回の決算時に基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
3. ポートフォリオ全体の平均格付けは、原則として「A」格以上を維持します。ただし、純資産総額の20%を上限として、非投資適格債および新興国の債券に投資することがあります。



#### 各種格付けの債券投資による付加価値の拡大

債券の格付けとは、債券の元本および利息の支払いの確実性の度合いを示すものです。そのうちスタンダード & プアーズ社の場合でBBB以上の格付けを得ている債券を投資適格債と呼びます。(スタンダード & プアーズ社は、格付け機関の例をあげたものであり、他社の格付けも採用します。)

4. 円ベースで、国内債券インデックス※1を上回るリターンを目指します。

※1 運用にあたっては、「NOMURA-BPI総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)」をベンチマークとします。同指数は、野村証券株式会社が発表している日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数であり、国債、地方債、政府保証債、金融債、事業債、円建外債で構成されています。

(注1) NOMURA-BPI総合は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。

(注2) 野村証券株式会社はNOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切の責任を負うものではありません。

5. 為替変動リスクのヘッジ目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、為替を総合管理します。

6. 当ファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド※2に運用指図に関する権限を委託します。

※2 ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッドは、英国ロンドンを本拠地として250年にわたる歴史と伝統を有し、世界主要市場に展開する資産運用グループであるベアリング・アセット・マネジメント・グループの英国運用拠点です。

債券運用において、徹底したファンダメンタルズ調査により、市場で認識されていない価値の発掘を目指します。魅力的な実質金利あるいはスプレッドを示し、インフレ率やファンダメンタルズが市場の認識よりも良好であると考えられる債券市場・銘柄の発掘に努めます。

資産動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

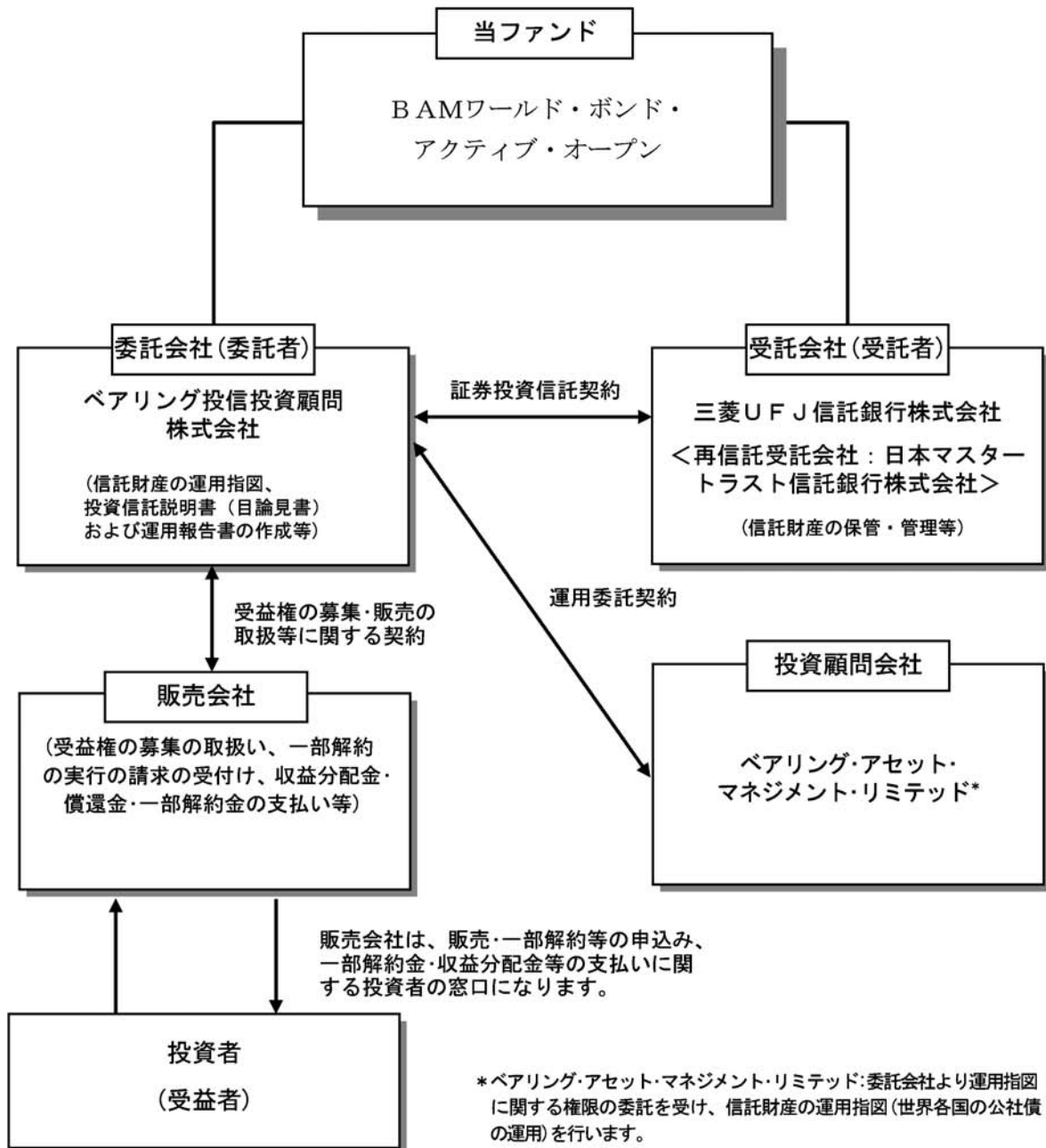
(2) 【ファンドの沿革】

平成10年10月30日  
平成19年1月4日

信託契約締結、ファンドの設定、運用開始  
投資信託振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンド運営の仕組み



a. 受託会社と締結している契約

証券投資信託契約が締結されており、証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

b. 販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

c. 投資顧問会社と締結している契約

運用指図に関する権限の一部を委託する契約が締結されており、運用指図の権限委託およびその内容、投資顧問報酬等が定められています。

② 委託会社の概況

1. 資本金の額

平成23年11月末日現在 資本金 2億5,000万円

2. 委託会社の沿革

昭和57年1月 ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント社、東京駐在員事務所開設

昭和61年1月 日本法人、ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立

昭和62年2月 投資顧問業者として登録

昭和62年6月 投資一任契約業認可取得

平成7年1月 ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を変更

平成7年9月 ベアリング投信株式会社に商号を変更

平成7年11月 投資信託委託業認可取得

平成11年4月 ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成19年9月 投資助言・代理業、投資運用業登録

平成21年6月 第二種金融商品取引業登録

3. 大株主の状況

(平成23年11月末日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッド	19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen's Road, Central, Hong Kong	5,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

## ② 運用方法

### 1. 主要投資対象

日本を除く世界の投資適格格付けの公社債を主な投資対象とします。ただし、純資産総額の20%を上限として、非投資適格債および新興国の債券に投資することがあります。

### 2. 投資態度

- 1) 日本を除く世界の投資適格債を主な投資対象とし、インカム・ゲインの確保と信託財産の安定的で長期的な成長を目指します。ただし、純資産総額の20%を上限として、非投資適格債および新興国の債券に投資することがあります。
- 2) ポートフォリオ全体の平均格付けを、原則として「A」格以上を維持します。
- 3) 円ベースで、日本の国内債券インデックスを上回るリターンを目指します。
- 4) 為替変動リスクのヘッジ目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、為替を総合管理します。
- 5) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入を行うことができます。
- 6) 委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を以下の者に委託します。

世界各国の公社債の運用

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド

155 Bishopsgate, London EC2M 3XY

運用にあたっては、「NOMURA - B P I 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)」をベンチマークとします。同指数は、野村証券株式会社が発表している日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数であり、国債、地方債、政保債、金融債、事業債、円建外債で構成されています。

(注) NOMURA - B P I 総合は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA - B P I 総合の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切の責任を負うものではありません。

## (2) 【投資対象】

### ① 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。））の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、5の証券または証書および8の証券または証書のうち5の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1から4までの証券および8の証券のうち1から4までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

## ② 金融商品

委託会社は、信託金を前記①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下③において同じ）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 前記①の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記②1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## (3) 【運用体制】

当ファンドは運用指図に関する権限を、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッドに委託します。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京の4ヶ所の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア・パシフィック株式、エマージング株式、債券・通貨の各運用チームを設けており、グローバルな運用体制を敷いています。債券の運用を担当する債券・通貨チームは、総合、日本、エマージング債・クレジット、スペシャリストの4つのグループにより構成されています。また、債券チーム内だけでなく株式運用チームとも投資環境について、意見や情報交換を活発に行っています。

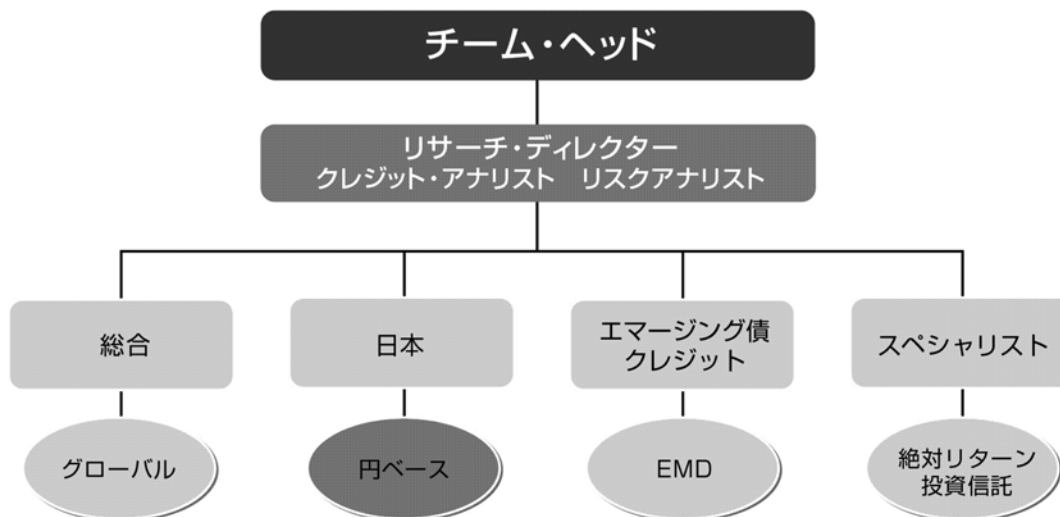
債券・通貨チームはロンドン、東京を拠点とし、ファンドマネジャー、アナリスト、トレーダーにより構成されています。当ファンドに組入れる銘柄はチームにより討議と検証を経て行われます。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用審査委員会およびリスク管理委員会に報告されます。

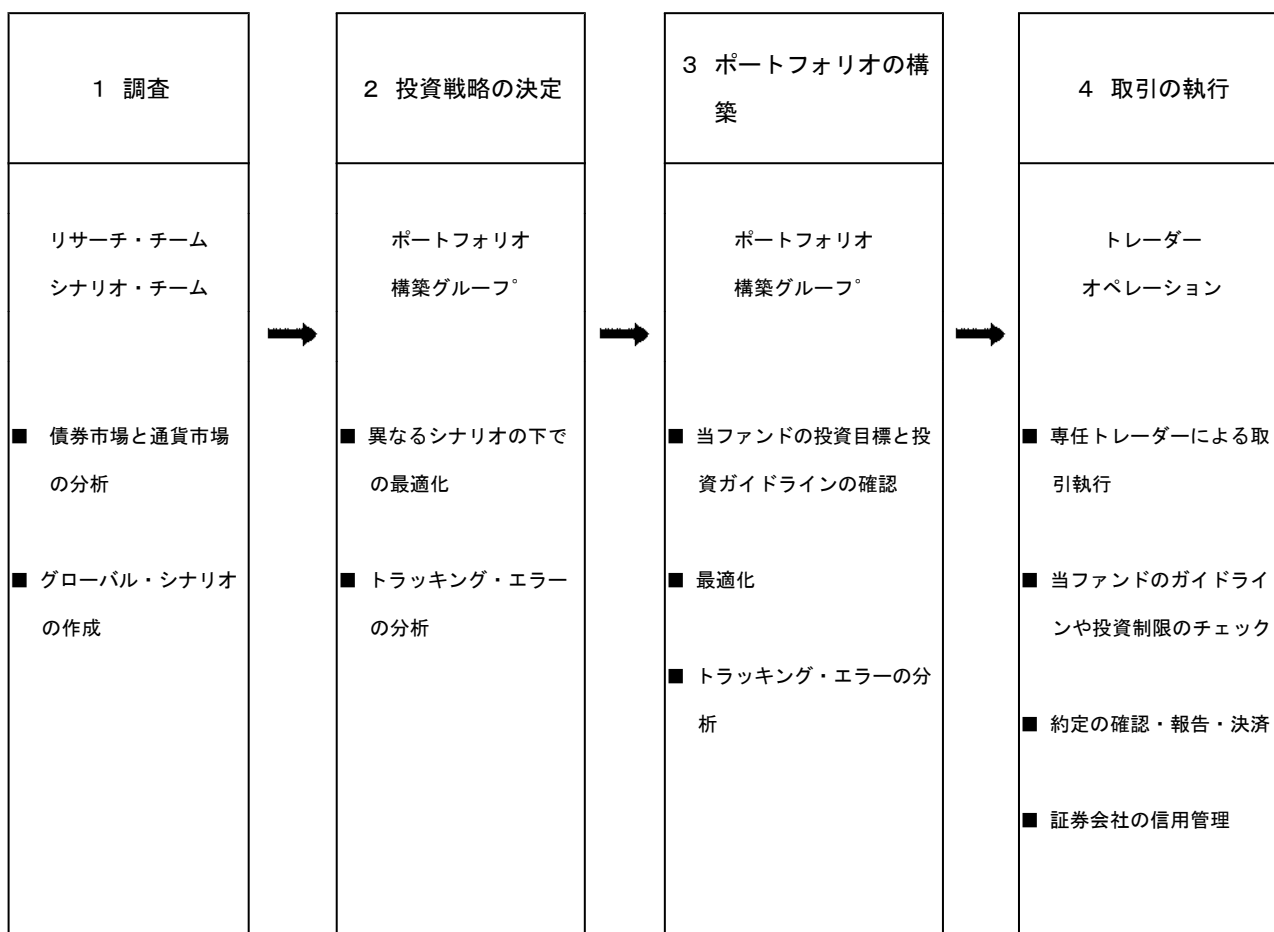
委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定め、外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

当ファンドの運用は、以下の運用体制および運用プロセスに基づいて行われます。

## 債券・通貨チーム体制



## 運用プロセス



調査：ファンド・マネジャーおよびアナリストは各自担当する市場及び通貨についてトップダウンによる綿密なファンダメンタルズ調査を行います。一方シナリオ・チームはこれらの調査を基にマクロ経済に関する複数のグローバル・シナリオを作成します。

投資戦略の決定：シナリオ・チームは、各シナリオにおける金利・為替水準およびクレジットのスプレッド水準を予測し、主要市場の期待リターンを導き出します。これを受け、地域別・商品特性別に編成されたポートフォリオ構築グループは、担当する運用商品についてシナリオ別の最適化とトラッキング・エラー分析を実行し、どのシナリオが実現してもリスクが限定されかつアウトパフォーマンスの確率の高いモデル・ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオの構築：モデル・ポートフォリオを当ファンドのガイドラインに沿って調整し、ポートフォリオを作成します。

取引の執行：債券専任のトレーダーが行います。各チームのポートフォリオについては債券・通貨チーム責任者および他のポートフォリオ構築チーム責任者が相互にチェックする体制を採っています。

運用体制等は平成23年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

- ① 原則として、年4回の毎決算日（原則として、1月、4月、7月、10月の各20日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、以下の収益分配方針に基づき収益分配を決定します。
  1. 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
  2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
  3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。
- ④ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約または買取りが行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

## (5) 【投資制限】

信託約款に基づく主要な投資制限

### ① 株式への投資

1. 株式への投資は転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券に限るものとします。

2. 株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

### ② 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずるものとして米国店頭市場(NASDAQ)において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

### ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券、および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

### ④ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

### ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

### ⑥ 同一銘柄の転換社債への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

### ⑦ 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

### ⑧ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象②」の1から6に掲げる金融商品で運用している額

の範囲内とします。

3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、この⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

1) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象②」の1から6に掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象②」の1から6に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下、同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの⑧で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### ⑨ 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ⑩ 外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2. 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りでは

ありません。

3. 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑪ 外国為替予約の目的（運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限④）

外国為替の予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。

⑫ 有価証券の売却および再投資の指図

1. 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

2. 委託会社は、前項の規定による売却代金、有価証券にかかる利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑬ 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1) 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

2) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内。

3) 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

3. 前記1の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑭ デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券または証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

⑮ 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人が発行する株式について、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドは世界の公社債など価格の変動する有価証券等に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、投資者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

① 公社債市場リスク（金利変動リスク）

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により公社債相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、ファンドが保有する個々銘柄の公社債については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

## ② 為替変動リスク

外国の公社債等に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

## ③ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価額が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

## ④ カントリー・リスク

当ファンドは日本を除く世界各国の公社債等に投資を行うため以下のようなリスクが想定されます。当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。エマージング債券（新興国債券）の場合、一般に先進国の公社債と比べて格付けが低いため、デフォルト（公社債の元利金の支払遅延ならびに支払不履行）の生じる可能性が高いと言えます。また市場規模や証券取引量が小さいこと、また特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等）が想定されます。

## ⑤ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

## ⑥ その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。なお、当ファンドの資産規模によっては、当ファンドの投資方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## (2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

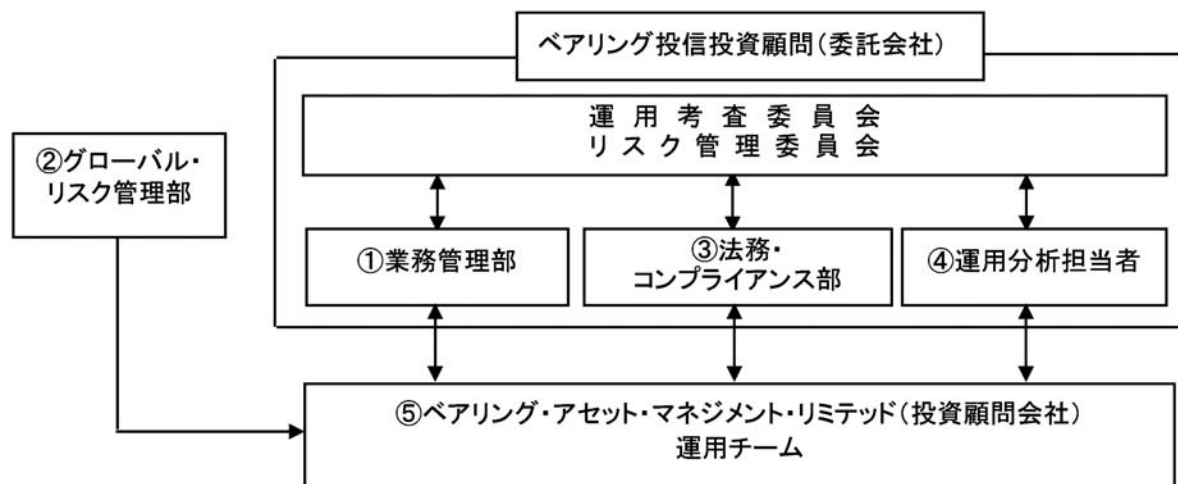
### <収益分配金に関する留意点>

- ・ 収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。
- ・ 投資者の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

### (3) 投資リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。



#### ① 業務管理部（委託会社）

業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドラインの遵守状況を点検し、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用考査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

#### ② グローバル・リスク管理部（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（投資顧問会社））

グローバル・リスク管理部は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループ独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用を点検しております。

#### ③ 法務・コンプライアンス部（委託会社）

法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況を点検し、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用考査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

#### ④ 運用分析担当者（委託会社）

運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用考査委員会およびリスク管理委員会に報告します。

#### ⑤ 運用チーム（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（投資顧問会社））

運用チームは上記①、②、③および④の報告、助言を受けて、必要に応じて、ポートフォリオの改善を行います。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額に1.05%（税抜1.0%）の率を乗じて得た額とします。受益権の取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額を当該販売会社にお支払いください。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

##### (3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.6275%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分は、純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	合計
300億円未満の部分	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.84% (税抜0.80%)	年率0.0525% (税抜0.05%)	年率1.6275% (税抜1.55%)
300億円以上500億円未満の部分	年率0.63% (税抜0.60%)	年率0.945% (税抜0.90%)	年率0.0525% (税抜0.05%)	年率1.6275% (税抜1.55%)
500億円以上の部分	年率0.525% (税抜0.50%)	年率1.05% (税抜1.00%)	年率0.0525% (税抜0.05%)	年率1.6275% (税抜1.55%)

なお、委託会社の信託報酬には、当ファンドの運用の外部委託先である投資顧問会社（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド）への運用報酬（年率0.335%以内）が含まれています。

- ② 上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 前記①の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

##### (4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、受益権の管理事務に関連する費用等、およびこれらの費用等に係る消費税等に相当する金額を含みます。）、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

「その他の手数料等」については、運用状況により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記（1）～（4）の手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

### ① 追加型投資信託の元本（個別元本）

追加型株式投資信託は、受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式により計算されます。

個別元本については下記によります。

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の〈収益分配金の課税について〉をご参照ください。）

### ② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### ③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

〈個人の受益者に対する課税〉

#### 1. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、平成25年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

上記10%の税率は、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

#### 2. 一部解約時および償還時の差益

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得とみなして、平成25年12月31日までは軽減税率が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

上記10%の税率は、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）

との損益通算が可能です。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは軽減税率が適用され、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。

上記7%の税率は、平成26年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

<その他>

当ファンドには配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

（注1）販売会社によっては特定口座の取扱いがない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（注2）この課税上の取扱いは平成23年11月末日現在の情報をもとに証券税制の一部に関する一般的な説明であり、税法が改正された場合等には変更となる場合があります。実際の課税の詳細については税務署あるいは税理士等の専門家にご確認ください。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

(平成23年11月30日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	1,143,382,910	42.26
	イギリス	82,191,758	3.04
	ドイツ	77,540,089	2.87
	イタリア	64,790,207	2.39
	ポーランド	54,162,878	2.00
	小計	1,422,067,842	52.57
地方債証券	カナダ	576,721,206	21.32
	オーストラリア	436,921,075	16.15
	小計	1,013,642,281	37.47
特殊債券	国際機関	133,420,166	4.93
社債券	オーストラリア	56,702,385	2.10
現金・預金・その他の 資産 (負債控除後)	—	79,491,366	2.94
合計 (純資産総額)	—	2,705,324,040	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。(以下同じ)

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年11月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面総額 (当該通貨)	帳簿価額単 価 (円)	帳簿価額金 額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	オーストラ リア	地方債証 券	WATC 8 07/15/17	4,712,000	9,138.77	430,619,097	9,272.51	436,921,075	8	2017年7月15日	16.15
2	アメリカ	国債証券	T 6 1/8 11/15/27	2,870,000	11,239.73	322,580,336	11,516.85	330,533,603	6.125	2027年11月15日	12.22
3	アメリカ	国債証券	T 8 1/8 08/15/21	1,839,000	12,005.16	220,774,943	12,152.87	223,491,414	8.125	2021年8月15日	8.26
4	アメリカ	国債証券	T 8 7/8 02/15/19	1,871,000	11,742.69	219,705,820	11,813.50	221,030,587	8.875	2019年2月15日	8.17
5	カナダ	地方債証 券	BRCOL 10.6 09/20	1,688,000	11,987.36	202,346,802	12,021.14	202,917,009	10.6	2020年9月5日	7.50
6	アメリカ	国債証券	T 4 1/2 02/15/36	1,869,000	9,743.05	182,097,700	10,117.83	189,102,336	4.5	2036年2月15日	6.99
7	アメリカ	国債証券	T 8 7/8 08/15/17	1,601,000	11,151.83	178,540,905	11,194.56	179,224,970	8.875	2017年8月15日	6.62
8	カナダ	地方債証 券	ONT 4 3/4 04/23/19	936,000	12,019.02	112,498,049	11,728.41	109,777,973	4.75	2019年4月23日	4.06
9	カナダ	地方債証 券	Q 5 04/29/19	837,000	12,256.50	102,586,965	11,882.57	99,457,134	5	2019年4月29日	3.68
10	イギリス	国債証券	UKT 8 06/07/21	450,000	18,085.85	81,386,354	18,264.83	82,191,758	8	2021年6月7日	3.04
11	ドイツ	国債証券	DBR 6 1/4 01/04/30	515,000	15,493.80	79,793,070	15,056.32	77,540,089	6.25	2030年1月4日	2.87
12	カナダ	地方債証 券	Q 9 3/8 01/16/23	597,000	11,698.04	69,837,316	11,743.48	70,108,617	9.375	2023年1月16日	2.59
13	イタリア	国債証券	BTPS 7 1/4 11/01/26	647,000	10,978.46	71,030,662	10,013.94	64,790,207	7.25	2026年11月1日	2.39
14	国際機関	特殊債券	EIB 7 01/18/12	1,000,000	6,017.53	60,175,344	5,989.48	59,894,848	7	2012年1月18日	2.21
15	オーストラ リア	社債券	CBAAU 5 3/4 12/17/13	700,000	8,064.90	56,454,307	8,100.34	56,702,385	5.75	2013年12月17日	2.10
16	ポーランド	国債証券	POLGB 6 1/4 10/15	2,281,000	2,401.63	54,781,403	2,374.52	54,162,878	6.25	2015年10月24日	2.00
17	国際機関	特殊債券	EIB 5 5/8 06/07/32	285,000	15,542.36	44,295,730	14,645.03	41,738,336	5.625	2032年6月7日	1.54
18	カナダ	地方債証 券	SCDA 8 3/4 05/25	268,000	11,908.52	31,914,845	12,034.25	32,251,797	8.75	2025年5月30日	1.19
19	国際機関	特殊債券	EIB 8 3/4 08/25/17	200,000	16,264.12	32,528,256	15,893.49	31,786,982	8.75	2017年8月25日	1.17
20	カナダ	地方債証 券	BRCOL 9 08/23/24	261,000	11,908.75	31,081,841	12,010.77	31,348,118	9	2024年8月23日	1.16
21	カナダ	地方債証 券	BRCOL 7 7/8 11/23	287,000	10,724.78	30,780,130	10,752.80	30,860,558	7.875	2023年11月30日	1.14

投資有価証券の種類別投資比率

(平成23年11月30日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	52.57
地方債証券	37.47
特殊債券	4.93
社債券	2.10
合計	97.06

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

第1 特定期間から最近特定期間までおよび直近日前1年間の各月末ならびに直近日（平成23年11月末日）の純資産の推移は次のとおりであります。

期間	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
第1 特定期間 (平成11年4月20日)	(分配付)	2,539	(分配付)	9,829
	(分配落)	2,509	(分配落)	9,714
第2 特定期間 (平成11年10月20日)	(分配付)	1,975	(分配付)	9,042
	(分配落)	1,941	(分配落)	8,892
第3 特定期間 (平成12年4月20日)	(分配付)	1,719	(分配付)	8,765
	(分配落)	1,688	(分配落)	8,610
第4 特定期間 (平成12年10月20日)	(分配付)	1,293	(分配付)	8,692
	(分配落)	1,268	(分配落)	8,532
第5 特定期間 (平成13年4月20日)	(分配付)	1,200	(分配付)	8,914
	(分配落)	1,175	(分配落)	8,734
第6 特定期間 (平成13年10月22日)	(分配付)	1,130	(分配付)	9,069
	(分配落)	1,108	(分配落)	8,899
第7 特定期間 (平成14年4月22日)	(分配付)	2,507	(分配付)	8,846
	(分配落)	2,472	(分配落)	8,676
第8 特定期間 (平成14年10月21日)	(分配付)	3,123	(分配付)	9,029
	(分配落)	3,065	(分配落)	8,859
第9 特定期間 (平成15年4月21日)	(分配付)	2,903	(分配付)	9,308
	(分配落)	2,847	(分配落)	9,138
第10特定期間 (平成15年10月20日)	(分配付)	2,211	(分配付)	8,979
	(分配落)	2,170	(分配落)	8,809
第11特定期間 (平成16年4月20日)	(分配付)	2,492	(分配付)	8,978
	(分配落)	2,446	(分配落)	8,808
第12特定期間 (平成16年10月20日)	(分配付)	4,694	(分配付)	9,033
	(分配落)	4,612	(分配落)	8,863
第13特定期間 (平成17年4月20日)	(分配付)	6,000	(分配付)	9,207
	(分配落)	5,894	(分配落)	9,037
第14特定期間 (平成17年10月20日)	(分配付)	5,849	(分配付)	9,236
	(分配落)	5,741	(分配落)	9,066
第15特定期間 (平成18年4月20日)	(分配付)	5,857	(分配付)	9,080
	(分配落)	5,746	(分配落)	8,910
第16特定期間 (平成18年10月20日)	(分配付)	5,332	(分配付)	9,119
	(分配落)	5,231	(分配落)	8,949
第17特定期間 (平成19年4月20日)	(分配付)	4,996	(分配付)	9,255
	(分配落)	4,951	(分配落)	9,170

第18特定期間 (平成19年10月22日)	(分配付)	5,035	(分配付)	9,136
	(分配落)	4,925	(分配落)	8,936
第19特定期間 (平成20年4月21日)	(分配付)	4,464	(分配付)	9,033
	(分配落)	4,362	(分配落)	8,833
第20特定期間 (平成20年10月20日)	(分配付)	4,242	(分配付)	8,460
	(分配落)	4,142	(分配落)	8,260
第21特定期間 (平成21年4月20日)	(分配付)	4,165	(分配付)	8,335
	(分配落)	4,055	(分配落)	8,115
第22特定期間 (平成21年10月20日)	(分配付)	3,973	(分配付)	8,105
	(分配落)	3,855	(分配落)	7,865
第23特定期間 (平成22年4月20日)	(分配付)	3,504	(分配付)	7,990
	(分配落)	3,413	(分配落)	7,790
第24特定期間 (平成22年10月20日)	(分配付)	3,233	(分配付)	8,295
	(分配落)	3,153	(分配落)	8,095
第25特定期間 (平成23年4月20日)	(分配付)	2,832	(分配付)	7,678
	(分配落)	2,757	(分配落)	7,478
第26特定期間 (平成23年10月20日)	(分配付)	2,738	(分配付)	8,074
	(分配落)	2,669	(分配落)	7,874
平成22年11月末日		3,027		7,989
平成22年12月末日		2,963		7,813
平成23年1月末日		2,907		7,671
平成23年2月末日		2,863		7,639
平成23年3月末日		2,818		7,572
平成23年4月末日		2,727		7,418
平成23年5月末日		2,742		7,621
平成23年6月末日		2,718		7,599
平成23年7月末日		2,671		7,581
平成23年8月末日		2,693		7,896
平成23年9月末日		2,752		8,112
平成23年10月末日		2,620		7,768
平成23年11月末日		2,705		7,965

②【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金
第1期～第2期（第1特定期間） （平成10年10月30日から平成11年4月20日まで）	115円
第3期～第4期（第2特定期間） （平成11年4月21日から平成11年10月20日まで）	150円
第5期～第6期（第3特定期間） （平成11年10月21日から平成12年4月20日まで）	155円
第7期～第8期（第4特定期間） （平成12年4月21日から平成12年10月20日まで）	160円
第9期～第10期（第5特定期間） （平成12年10月21日から平成13年4月20日まで）	180円
第11期～第12期（第6特定期間） （平成13年4月21日から平成13年10月22日まで）	170円
第13期～第14期（第7特定期間） （平成13年10月23日から平成14年4月22日まで）	170円
第15期～第16期（第8特定期間） （平成14年4月23日から平成14年10月21日まで）	170円
第17期～第18期（第9特定期間） （平成14年10月22日から平成15年4月21日まで）	170円
第19期～第20期（第10特定期間） （平成15年4月22日から平成15年10月20日まで）	170円
第21期～第22期（第11特定期間） （平成15年10月21日から平成16年4月20日まで）	170円
第23期～第24期（第12特定期間） （平成16年4月21日から平成16年10月20日まで）	170円
第25期～第26期（第13特定期間） （平成16年10月21日から平成17年4月20日まで）	170円
第27期～第28期（第14特定期間） （平成17年4月21日から平成17年10月20日まで）	170円
第29期～第30期（第15特定期間） （平成17年10月21日から平成18年4月20日まで）	170円
第31期～第32期（第16特定期間） （平成18年4月21日から平成18年10月20日まで）	170円
第33期～第34期（第17特定期間） （平成18年10月21日から平成19年4月20日まで）	170円
第35期～第36期（第18特定期間） （平成19年4月21日から平成19年10月22日まで）	200円
第37期～第38期（第19特定期間） （平成19年10月23日から平成20年4月21日まで）	200円
第39期～第40期（第20特定期間） （平成20年4月22日から平成20年10月20日まで）	200円

第41期～第42期（第21特定期間） （平成20年10月21日から平成21年4月20日まで）	220円
第43期～第44期（第22特定期間） （平成21年4月21日から平成21年10月20日まで）	240円
第45期～第46期（第23特定期間） （平成21年10月21日から平成22年4月20日まで）	200円
第47期～第48期（第24特定期間） （平成22年4月21日から平成22年10月20日まで）	200円
第49期～第50期（第25特定期間） （平成22年10月21日から平成23年4月20日まで）	200円
第51期～第52期（第26特定期間） （平成23年4月21日から平成23年10月20日まで）	200円

③【収益率の推移】

期間	収益率 (%)
第1期～第2期 (第1特定期間)	△1.71
第3期～第4期 (第2特定期間)	△6.91
第5期～第6期 (第3特定期間)	△1.42
第7期～第8期 (第4特定期間)	0.95
第9期～第10期 (第5特定期間)	4.47
第11期～第12期 (第6特定期間)	3.83
第13期～第14期 (第7特定期間)	△0.59
第15期～第16期 (第8特定期間)	4.06
第17期～第18期 (第9特定期間)	5.06
第19期～第20期 (第10特定期間)	△1.73
第21期～第22期 (第11特定期間)	1.91
第23期～第24期 (第12特定期間)	2.55
第25期～第26期 (第13特定期間)	3.88
第27期～第28期 (第14特定期間)	2.20
第29期～第30期 (第15特定期間)	0.15
第31期～第32期 (第16特定期間)	2.34
第33期～第34期 (第17特定期間)	3.41
第35期～第36期 (第18特定期間)	△0.37
第37期～第38期 (第19特定期間)	1.09
第39期～第40期 (第20特定期間)	△4.22
第41期～第42期 (第21特定期間)	0.91
第43期～第44期 (第22特定期間)	△0.12
第45期～第46期 (第23特定期間)	1.6
第47期～第48期 (第24特定期間)	6.5
第49期～第50期 (第25特定期間)	△5.2
第51期～第52期 (第26特定期間)	8.0

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期末の発行済み口数は次のとおりです。

(単位：口)

期間	設定数量	解約数量	発行済数量
第1期～第2期 (第1特定期間)	272,544	14,192	258,352
第3期～第4期 (第2特定期間)	98	40,140	218,310
第5期～第6期 (第3特定期間)	0	22,215	196,095
第7期～第8期 (第4特定期間)	148	47,517	148,726
第9期～第10期 (第5特定期間)	0	14,076	134,650
第11期～第12期 (第6特定期間)	30	10,108	124,572
第13期～第14期 (第7特定期間)	166,329	5,901	285,000
第15期～第16期 (第8特定期間)	83,448	22,412	346,036
第17期～第18期 (第9特定期間)	32,657	67,099	311,594
第19期～第20期 (第10特定期間)	28,031	93,236	246,389
第21期～第22期 (第11特定期間)	40,980	9,604	277,765
第23期～第24期 (第12特定期間)	261,783	19,066	520,482
第25期～第26期 (第13特定期間)	166,617	34,852	652,247
第27期～第28期 (第14特定期間)	52,816	71,770	633,293
第29期～第30期 (第15特定期間)	62,182	50,483	644,992
第31期～第32期 (第16特定期間)	18,096	78,579	584,509
第33期～第34期 (第17特定期間)	27,198	71,761	539,946
第35期～第36期 (第18特定期間)	36,773	25,539	551,180
第37期～第38期 (第19特定期間)	12,498	69,791	493,887
第39期～第40期 (第20特定期間)	42,232	34,537	501,582
第41期～第42期 (第21特定期間)	36,581	38,362	499,801
第43期～第44期 (第22特定期間)	13,415	23,080	490,136
第45期～第46期 (第23特定期間)	5,806	57,771	438,171
第47期～第48期 (第24特定期間)	5,089	53,732	389,528
第49期～第50期 (第25特定期間)	6,014	26,731	368,811
第51期～第52期 (第26特定期間)	3,162	32,940	339,033

(注1) 第1特定期間の設定数量は、当初申込期間中の数量を含みます。

(注2) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

< 参考情報 >

■ 基準価額・純資産総額の推移



上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。  
 基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

基準日	2011年11月30日
設定日	1998年10月30日

基準価額	7,965円
純資産総額	27.1億円

分配の推移 (税引前、1口当たり)

第48期	2010年10月	100円
第49期	2011年 1月	100円
第50期	2011年 4月	100円
第51期	2011年 7月	100円
第52期	2011年10月	100円
直近1年間累計		400円
設定来累計		4,660円

■ 組入上位10銘柄 ※比率は対純資産総額

	銘柄	クーポン(%)	満期	格付	通貨	国名	比率(%)
1	西オーストラリア州理財公社債	8	2017年7月15日	AAA	豪ドル	オーストラリア	16.2
2	米国国債	6.125	2027年11月15日	AAA	米ドル	アメリカ	12.2
3	米国国債	8.125	2021年8月15日	AAA	米ドル	アメリカ	8.3
4	米国国債	8.875	2019年2月15日	AAA	米ドル	アメリカ	8.2
5	カナダブリティッシュ・コロンビア州政府債券	10.6	2020年9月5日	AAA	カナダ・ドル	カナダ	7.5
6	米国国債	4.5	2036年2月15日	AAA	米ドル	アメリカ	7.0
7	米国国債	8.875	2017年8月15日	AAA	米ドル	アメリカ	6.6
8	カナダオンタリオ州政府債券	4.75	2019年4月23日	AA+	ユーロ	カナダ	4.1
9	カナダケベック州政府債券	5	2019年4月29日	AA	ユーロ	カナダ	3.7
10	イギリス国債	8	2021年6月7日	AAA	英ポンド	イギリス	3.0

■ 債券格付比率 (単位:%)

内訳	組入比率
AAA	84.8
AA	10.6
A	4.5
BBB	0.0
BB以下	0.0
合計	100.0

※比率は組入有効証券を100%として計算しています。

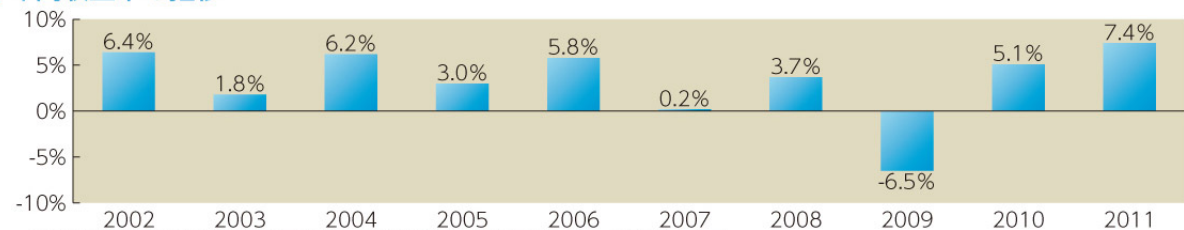
■ 債券種別構成比率 (単位:%)

内訳	組入比率
国債	54.2
地方債	38.6
国際機関債	5.1
政府系機関債	0.0
社債	2.2
その他	0.0
合計	100.0

※比率は組入有効証券を100%として計算しています。

※格付は、原則として基準日現在のスタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社及びフィッチ社の格付によります。なお、各社の格付が異なる場合は、高位の格付を記載しています。

■ 年間収益率の推移



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2011年は11月30日までの収益率を表示。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。  
 ※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### ① 申込方法

お申込みは販売会社において、原則として継続募集期間中の委託会社の毎営業日に受付けます。

#### ② 受付時間

原則として委託会社の各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。

#### ③ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### ④ 申込手数料

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に1.05%（税抜1.0%）の率を乗じて得た額とします。

#### ⑥ 申込単位

10口以上1口単位とします。

#### ⑦ 取得申込代金の支払いについて

お申込代金をお申込みを行った販売会社に、販売会社の定める期日までにお支払いください。お申込代金は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込口数）に1.05%（税抜1.0%）の率を乗じて得た額とします。

#### ⑧ 受益権の受渡し

受益権は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に規定された振替受益権です。取得申込者は取得申込みと同時に販売会社を通じて、自己のために開設された振替口座簿に増加の記載または記録されるよう手続きを行います。

#### ⑨ 申込取扱場所

安藤証券株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号

（注）国内の全ての本支店において申込みの取扱いを行います。

### 2【換金（解約）手続等】

#### ① 換金方法

換金方法は、一部解約または販売会社の買取りによる方法の2つがあります。原則として、委託会社の毎営業日に販売会社にて受付けます。

#### ② 受付時間

原則として委託会社の各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。

#### ③ 換金価額

1. 一部解約の場合の手取り額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額とします。

2. 買取請求の場合の手取り額は、買取請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

基準価額は毎営業日に計算されます。販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### ④ 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。信託財産留保額ははありません。

#### ⑤ 換金単位

1口単位です。

#### ⑥ 換金の受渡方法

##### 1. 一部解約

1) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

2) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

3) 一部解約の手取り額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額とします。

4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

5) 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いします。

##### 2. 買取り

1) 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

2) 販売会社の買取価額は、買取請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。その手取り額は、買取請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額を差引いた金額となります。

※課税上の取扱いについては、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

3) 買取代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いします。

##### 3. 共通事項

1) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の一部解約および買取りの実行の請求の受け付けを中止することがあります。

2) 前記1)により、一部解約および買取りの実行の請求受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約および買取りの実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約および買取りの実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約および買取りの価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約および買取りの実行の請求を受付けたものとして、前記⑥ 換金の受渡方法 1. 一部解約 3) および2. 買取り 2)の規定に準じて計算された価額とします。

#### ⑦ 受益権の引渡し

当ファンドの受益権は、振替受益権です。換金の請求を行う受益者はその口座が開設されている振替機関等（お買付販売会社の窓口が振替機関の下位の口座管理機関として当ファンドの振替口座簿の記載または記録を行っております。）に対して、当該一部解約または買取りにかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 1. 基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの純資産価額をいいます。なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

##### 2. 基準価額の算定と公表

- 1) 基準価額は原則として、委託会社により毎営業日に計算されます。
- 2) 基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることができます。また、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます

#### (2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることによって定まるため、原則として受益証券を発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、次の場合には信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

- 1 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が20万口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- 2 委託会社は、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 3 委託会社は前記1および2の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 4 前記3の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 5 前記4の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託契約の解約をしません。
- 6 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 7 前記4から6までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記4の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 8 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- 9 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは下記（5）1 信託約款の変更4）に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 10 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### （4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年1月21日から4月20日まで、4月21日から7月20日まで、7月21日から10月20日まで、10月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。ただし、各計算期間の最終日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始されます。

#### （5）【その他】

##### 1 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- 5) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託契約を変更しようとするときは、前記1)から5)の規定にしたがいます。

##### 2 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

##### 3 関係会社との契約の更改等

- 1) 委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（「受益権の募集・販売ならびに収益分配金及び償還金の支払等に関する契約」（異なる名称で同様の権利義務を規定するものを含みます。））は、期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、契約期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

2) 委託会社は、「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、当ファンドの運用指図に関する権限を投資顧問会社に委託し、投資顧問会社は同契約に定めるところにより、委託会社に投資顧問サービスを提供します。同契約の期間は12ヵ月で、期間満了時に自動更新されます。ただし、いずれかの当事者が1ヵ月を下らない期間において書面にて解約の通知をした場合、契約を終了することができます。

#### 4 信託金限度額

1) 委託会社は、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。

2) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、前項の限度額を増額することができます。

#### 5 信託財産に関する報告

1) 受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する計算書および報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

2) 受託会社は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する総計算書および報告書を作成し、これを委託会社に提出します。

#### 6 運用報告書

委託会社は、4月、10月の計算期間の終了日毎に期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成して、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

#### 7 受託会社による資金の立替え

1) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

2) 信託財産に属する有価証券にかかる利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

3) 上記1)および2)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

#### 8 受託会社の辞任に伴う取扱い

1) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は新受託会社を選任します。

2) 受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 9 公告

委託会社が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 10 信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

#### 11 反対者の買取請求権

前記(3)1~10に規定する信託契約の解約または前記(5)1に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記(5)1の3)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 12 質権口に記載または記録された受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 4【受益者の権利等】

##### (1) 当初の受益者

当ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、下記（2）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

##### (2) 受益権の分割および再分割

- 1 委託会社は、信託契約締結当初の受益権については、これを179,123口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- 2 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

##### (3) 信託日時の異なる受益権の内容

当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

##### (4) 受益者の有する主な権利

###### 1 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる毎計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

###### 2 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、持分に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下、同じ。）を請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

###### 3 買戻し（換金）請求権

- 1) 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって一部解約または買取りの実行を請求する権利を有します。
- 2) 手取金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前記1～3に規定する収益分配金、償還金および一部解約または買取りに伴う手取金のお支払いは、販売会社において行うものとします。

##### (5) 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への払い込みと支払いに関する受託会社の免責

受託会社は、収益分配金については、受益者への支払開始日の前日までに、償還金および一部解約金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みします。

受託会社は、委託会社の指定する預金口座簿に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(6) 収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(7) 反対者の買取請求権

- 1 当ファンドの信託契約の解約または信託約款の内容の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。買取価格は、投資信託及び投資法人に関する法律第18条の規定による公正な価額とします。
- 2 前記1の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

(8) 帳簿閲覧権

受益者は受託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、第26特定期間（第51期から第52期まで（平成23年4月21日から平成23年10月20日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月21日から4月20日、4月21日から7月20日、7月21日から10月20日、10月21日から翌年1月20日までとしておりますが、当該計算期間は6ヶ月未満であるため財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26特定期間（第51期から第52期まで（平成23年4月21日から平成23年10月20日まで））の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 23 年 12 月 20 日

ベアリング投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

芳藤 通教 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「BAMワールド・ボンド・アクティブ・オープン」の平成 23 年 4 月 21 日から平成 23 年 10 月 20 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「BAMワールド・ボンド・アクティブ・オープン」の平成 23 年 10 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

ベアリング投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 1【財務諸表】

## 【BAMワールド・ボンド・アクティブ・オープン】

### (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第25特定期間末 (第50期計算期間末) 平成23年4月20日現在	第26特定期間末 (第52期計算期間末) 平成23年10月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,440,687	115,536
金銭信託	311,524	365,575
コール・ローン	68,000,000	114,000,000
国債証券	1,754,141,871	1,591,240,441
地方債証券	785,516,230	796,329,611
特殊債券	111,594,340	105,598,939
社債券	61,785,110	56,605,178
派生商品評価勘定	15,355,320	54,227,409
未収利息	53,490,069	46,050,677
前払費用	75,428	1,220,401
その他未収収益	2,468,277	1,037,525
流動資産合計	2,854,178,856	2,766,791,292
資産合計	2,854,178,856	2,766,791,292
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	44,285,489	47,222,250
未払収益分配金	36,881,100	33,903,300
未払解約金	3,432,975	4,704,107
未払受託者報酬	368,687	359,812
未払委託者報酬	11,060,710	10,794,236
その他未払費用	300,000	300,000
流動負債合計	96,328,961	97,283,705
負債合計	96,328,961	97,283,705
純資産の部		
元本等		
元本	3,688,110,000	3,390,330,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△930,260,105	△720,822,413
(分配準備積立金)	—	—
元本等合計	2,757,849,895	2,669,507,587
純資産合計	2,757,849,895	2,669,507,587
負債純資産合計	2,854,178,856	2,766,791,292

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25特定期間 (第49期から第50期) 自 平成22年10月21日 至 平成23年4月20日	第26特定期間 (第51期から第52期) 自 平成23年4月21日 至 平成23年10月20日
営業収益		
受取利息	86,926,804	74,498,575
有価証券売買等損益	△152,458,015	155,408,363
為替差損益	△69,136,087	4,612,827
その他収益	1,194,856	1,037,525
営業収益合計	△133,472,442	235,557,290
営業費用		
受託者報酬	767,928	718,177
委託者報酬	23,037,839	21,545,262
その他費用	2,114,756	1,866,633
営業費用合計	25,920,523	24,130,072
営業利益又は営業損失(△)	△159,392,965	211,427,218
経常利益又は経常損失(△)	△159,392,965	211,427,218
当期純利益又は当期純損失(△)	△159,392,965	211,427,218
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△2,796,462	6,380,618
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△741,952,214	△930,260,105
剰余金増加額又は欠損金減少額	56,825,452	80,341,968
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	56,825,452	80,341,968
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,641,140	6,528,876
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,641,140	6,528,876
分配金	74,895,700	69,422,000
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△930,260,105	△720,822,413

### (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第26特定期間 (第51期から第52期) 自 平成23年 4月21日 至 平成23年10月20日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、特定期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

(追加情報)

第26特定期間（第51期から第52期（自 平成23年 4月21日 至 平成23年10月20日））

当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	期別	第25特定期間末 (第50期計算期間末) 平成23年 4月20日現在	第26特定期間末 (第52期計算期間末) 平成23年10月20日現在
1. 受益権の総数		368,811口	339,033口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額		930,260,105円	720,822,413円
3. 1口当たり純資産額		7,478円	7,874円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25特定期間 (第49期から第50期) 自 平成22年10月21日 至 平成23年 4月20日	第26特定期間 (第51期から第52期) 自 平成23年 4月21日 至 平成23年10月20日																																										
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 2,559,763円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 2,393,922円																																										
2. 分配金の計算方法 当特定期間中の分配可能額及び分配金額は以下のとおりです。	2. 分配金の計算方法 当特定期間中の分配可能額及び分配金額は以下のとおりです。																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>分配可能額</th> <th>分配金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(円)</th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第49期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(自 平成22年10月21日 至 平成23年 1月20日)</td> <td>111,356,673</td> <td>38,014,600</td> </tr> <tr> <td>第50期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(自 平成23年 1月21日 至 平成23年 4月20日)</td> <td>102,628,079</td> <td>36,881,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;">74,895,700</td> </tr> </tbody> </table>		分配可能額	分配金額		(円)	(円)	第49期			(自 平成22年10月21日 至 平成23年 1月20日)	111,356,673	38,014,600	第50期			(自 平成23年 1月21日 至 平成23年 4月20日)	102,628,079	36,881,100			74,895,700	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>分配可能額</th> <th>分配金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(円)</th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第51期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(自 平成23年 4月21日 至 平成23年 7月20日)</td> <td>97,337,531</td> <td>35,518,700</td> </tr> <tr> <td>第52期</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(自 平成23年 7月21日 至 平成23年10月20日)</td> <td>91,624,094</td> <td>33,903,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;">69,422,000</td> </tr> </tbody> </table>		分配可能額	分配金額		(円)	(円)	第51期			(自 平成23年 4月21日 至 平成23年 7月20日)	97,337,531	35,518,700	第52期			(自 平成23年 7月21日 至 平成23年10月20日)	91,624,094	33,903,300			69,422,000
	分配可能額	分配金額																																									
	(円)	(円)																																									
第49期																																											
(自 平成22年10月21日 至 平成23年 1月20日)	111,356,673	38,014,600																																									
第50期																																											
(自 平成23年 1月21日 至 平成23年 4月20日)	102,628,079	36,881,100																																									
		74,895,700																																									
	分配可能額	分配金額																																									
	(円)	(円)																																									
第51期																																											
(自 平成23年 4月21日 至 平成23年 7月20日)	97,337,531	35,518,700																																									
第52期																																											
(自 平成23年 7月21日 至 平成23年10月20日)	91,624,094	33,903,300																																									
		69,422,000																																									
当特定期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。	当特定期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。																																										
第49期 (自 平成22年10月21日 至 平成23年 1月20日)	第51期 (自 平成23年 4月21日 至 平成23年 7月20日)																																										
計算期間末の経費控除後の配当等収益 29,890,903円(1口当たり78.63円)、収益調整金81,461,432円(1口当たり214.28円)及び分配準備積立金4,338円(1口当たり0.01円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、上記配当等収益の中から29,890,903円(1口当たり78.63円)、分配	計算期間末の経費控除後の配当等収益 34,006,646円(1口当たり95.74円)及び収益調整金63,330,885円(1口当たり178.30円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、上記配当等収益の中から34,005,603円(1口当たり95.74円)及びその他収益調整金の中から1,513,097円(1口																																										

準備積立金の中から4,338円(1口当たり0.01円)、及びその他収益調整金の中から8,119,359円(1口当たり21.36円)を分配に充てることに決定しました。

第50期

(自 平成23年 1月21日  
至 平成23年 4月20日)

計算期間末の経費控除後の配当等収益31,381,959円(1口当たり85.08円)及び収益調整金71,246,120円(1口当たり193.17円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、上記配当等収益の中から31,381,959円(1口当たり85.08円)及びその他収益調整金の中から5,499,141円(1口当たり14.92円)を分配に充てることに決定しました。

当たり4.26円)を分配に充てることに決定しました。

第52期

(自 平成23年 7月21日  
至 平成23年10月20日)

計算期間末の経費控除後の配当等収益32,431,571円(1口当たり95.65円)収益調整金59,191,532円(1口当たり174.58円)及び分配準備積立金991円(1口当たり0.00円)を分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を勘案して、上記配当等収益の中から32,431,571円(1口当たり95.65円)その他収益調整金の中から1,470,738円(1口当たり4.35円)及び分配準備積立金991円(1口当たり0.00円)を分配に充てることに決定しました。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第26特定期間  
(第51期から第52期)  
自 平成23年 4月21日  
至 平成23年10月20日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) [附属明細表]」に記載しております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク(為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク)に晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクを回避することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨に係る為替変動の価格変動リスクを有しております。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第26特定期間 (第51期から第52期) 自 平成23年 4月21日 至 平成23年10月20日	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第25特定期間 (第49期から第50期 (自 平成22年10月21日 至 平成23年 4月20日))

(単位: 円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△12,204,343
地方債証券	2,840,941
特殊債券	844,000
社債券	158,188
合計	△8,361,214

第26特定期間 (第51期から第52期 (自 平成23年 4月21日 至 平成23年10月20日))

(単位: 円)

種類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	75,728,264
地方債証券	9,556,925
特殊債券	2,882,430
社債券	222,818
合計	88,390,437

(デリバティブ取引に関する注記)

通貨関連

(単位：円)

第25特定期間末 (第50期計算期間末) 平成23年 4月20日現在					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	59,832,600	—	59,561,960	△270,640
	カナダドル	8,564,598	—	8,763,770	199,172
	英ポンド	14,494,810	—	14,866,500	371,690
	ポーランドズロチ	40,130,527	—	42,601,580	2,471,053
	豪ドル	117,015,708	—	115,544,250	△1,471,458
	ニュージーランドドル	113,777,664	—	113,616,020	△161,644
	売建				
	米ドル	441,685,850	—	445,844,880	△4,159,030
	カナダドル	269,865,540	—	282,436,350	△12,570,810
	ユーロ	935,593,100	—	931,475,000	4,118,100
	英ポンド	287,308,290	—	295,978,500	△8,670,210
	ポーランドズロチ	137,321,800	—	144,503,600	△7,181,800
	豪ドル	821,156,565	—	813,585,300	7,571,265
ニュージーランドドル	172,677,483	—	181,853,340	△9,175,857	
	合計	—	—	—	△28,930,169

(単位：円)

第26特定期間末 (第52期計算期間末) 平成23年10月20日現在						
区分	種類	契約額等		時価	評価損益	
			うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引					
	買建					
	米ドル	59,572,935	—	59,397,320	△175,615	
	カナダドル	280,144,700	—	282,108,200	1,963,500	
	ニュージーランドドル	64,160,792	—	64,731,610	570,818	
	売建					
	米ドル	615,212,383	—	611,415,880	3,796,503	
	カナダドル	646,980,278	—	623,785,560	23,194,718	
	ユーロ	777,990,180	—	801,276,300	△23,286,120	
	英ポンド	202,694,170	—	195,067,600	7,626,570	
	ポーランドズロチ	90,321,627	—	82,595,700	7,725,927	
	豪ドル	568,616,592	—	588,477,030	△19,860,438	
	ニュージーランドドル	134,403,236	—	128,953,940	5,449,296	
		合計	—	—	—	7,005,159

(注) 時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

1. 特定期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

(1) 特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

(2) 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

② 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

\* 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第26特定期間（第51期から第52期（自 平成23年 4月21日 至 平成23年10月20日））

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第26特定期間（第51期から第52期（自 平成23年 4月21日 至 平成23年10月20日））

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	期別	第25特定期間末 (第50期計算期間末) 平成23年 4月20日現在	第26特定期間末 (第52期計算期間末) 平成23年10月20日現在
期首元本額		3,895,280,000円	3,688,110,000円
期中追加設定元本額		60,140,000円	31,620,000円
期中一部解約元本額		267,310,000円	329,400,000円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 1. 株式

該当事項はありません。

## 2. 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	T 4 1/2 02/15/36		1,869,000.00	2,330,701.40	
		T 6 1/8 11/15/27		2,870,000.00	4,128,764.06	
		T 8 1/8 08/15/21		1,839,000.00	2,825,738.43	
		T 8 7/8 02/15/19		1,871,000.00	2,812,054.53	
		T 8 7/8 08/15/17		1,601,000.00	2,285,177.34	
	計	銘柄数 :	5	10,050,000.00	14,382,435.76 (1,105,577,836)	43.4%
		組入時価比率 :	41.4%			
	ユーロ	BTPS 7 1/4 11/01/26		647,000.00	681,938.00	
		DBR 6 1/4 01/04/30		515,000.00	766,062.50	
		FRTR 8 1/2 23		1,397,000.00	2,067,979.10	
	計	銘柄数 :	3	2,559,000.00	3,515,979.60 (371,990,641)	14.6%
		組入時価比率 :	13.9%			
	英ポンド	UKT 8 06/07/21		310,000.00	457,777.00	
計	銘柄数 :	1	310,000.00	457,777.00 (55,505,461)	2.2%	
	組入時価比率 :	2.1%				
ポーランド ズロチ	POLGB 6 1/4 10/15		2,281,000.00	2,383,873.10		
計	銘柄数 :	1	2,281,000.00	2,383,873.10 (58,166,503)	2.3%	
	組入時価比率 :	2.2%				
小計				1,591,240,441 (1,591,240,441)		
地方債証券	カナダドル	BRCOL 10.6 09/20		1,688,000.00	2,671,597.60	
		BRCOL 7 7/8 11/23		287,000.00	406,392.00	
		BRCOL 9 08/23/24		261,000.00	410,375.52	
		Q 9 3/8 01/16/23		597,000.00	922,066.50	
		SCDA 8 3/4 05/25		268,000.00	421,373.72	
	計	銘柄数 :	5	3,101,000.00	4,831,805.34 (364,559,712)	14.3%
		組入時価比率 :	13.7%			
豪ドル	WATC 8 07/15/17		4,712,000.00	5,480,008.88		
計	銘柄数 :	1	4,712,000.00	5,480,008.88 (431,769,899)	16.9%	
	組入時価比率 :	16.2%				

	小計				796,329,611 (796,329,611)
特殊債券	英ポンド	EIB 5 5/8 06/07/32		285,000.00	363,318.00
	計	銘柄数 :	1	285,000.00	363,318.00 (44,052,307)
		組入時価比率 :	1.7%		1.7%
	ニュージージーランドドル	EIB 7 01/18/12		1,000,000.00	1,008,300.00
	計	銘柄数 :	1	1,000,000.00	1,008,300.00 (61,546,632)
		組入時価比率 :	2.3%		2.4%
	小計				105,598,939 (105,598,939)
社債券	豪ドル	CBAAU 5 3/4 12/17/13		700,000.00	718,431.00
	計	銘柄数 :	1	700,000.00	718,431.00 (56,605,178)
		組入時価比率 :	2.1%		2.2%
	小計				56,605,178 (56,605,178)
	合計				2,549,774,169 (2,549,774,169)

- (注) 1. 通貨種類毎の計欄の ( ) 内は、邦貨換算額であります。
2. 小計・合計金額欄の ( ) 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各計欄の合計額に対する比率であります。

#### 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入国債 証券時価 比率	組入地方 債証券時 価比率	組入特殊 債証券時価 比率	組入社債 証券時価比 率	合計金額 に対する 比率
米ドル	国債証券 5銘柄	41.4%	—	—	—	43.4%
カナダドル	地方債証券 5銘柄	—	13.7%	—	—	14.3%
ユーロ	国債証券 3銘柄	13.9%	—	—	—	14.6%
英ポンド	国債証券 1銘柄	2.1%	—	1.7%	—	3.9%
	特殊債券 1銘柄					
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	2.2%	—	—	—	2.3%
豪ドル	地方債証券 1銘柄	—	16.2%	—	2.1%	19.1%
	社債券 1銘柄					
ニュージーランドドル	特殊債券 1銘柄	—	—	2.3%	—	2.4%

(注) 組入有価証券の時価比率については、通貨毎の評価額計の純資産に対する比率です。

(注) 合計金額に対する比率は通貨毎に評価額計の各々の外貨建有価証券の合計金額に対する比率です。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3) 注記表（デリバティブ取引に関する注記）で記載しており、ここでは省略しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成23年11月30日現在

I 資産総額	2,750,136,688円
II 負債総額	44,812,648円
III 純資産総額 (I - II)	2,705,324,040円
IV 発行済口数	339,643口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	7,965円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限

譲渡制限はありません。

(5) 受益権の帰属と受益証券不発行

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(6) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(9) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(10) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行または買取りの実行の請求の受付け、一部解約金または買取代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

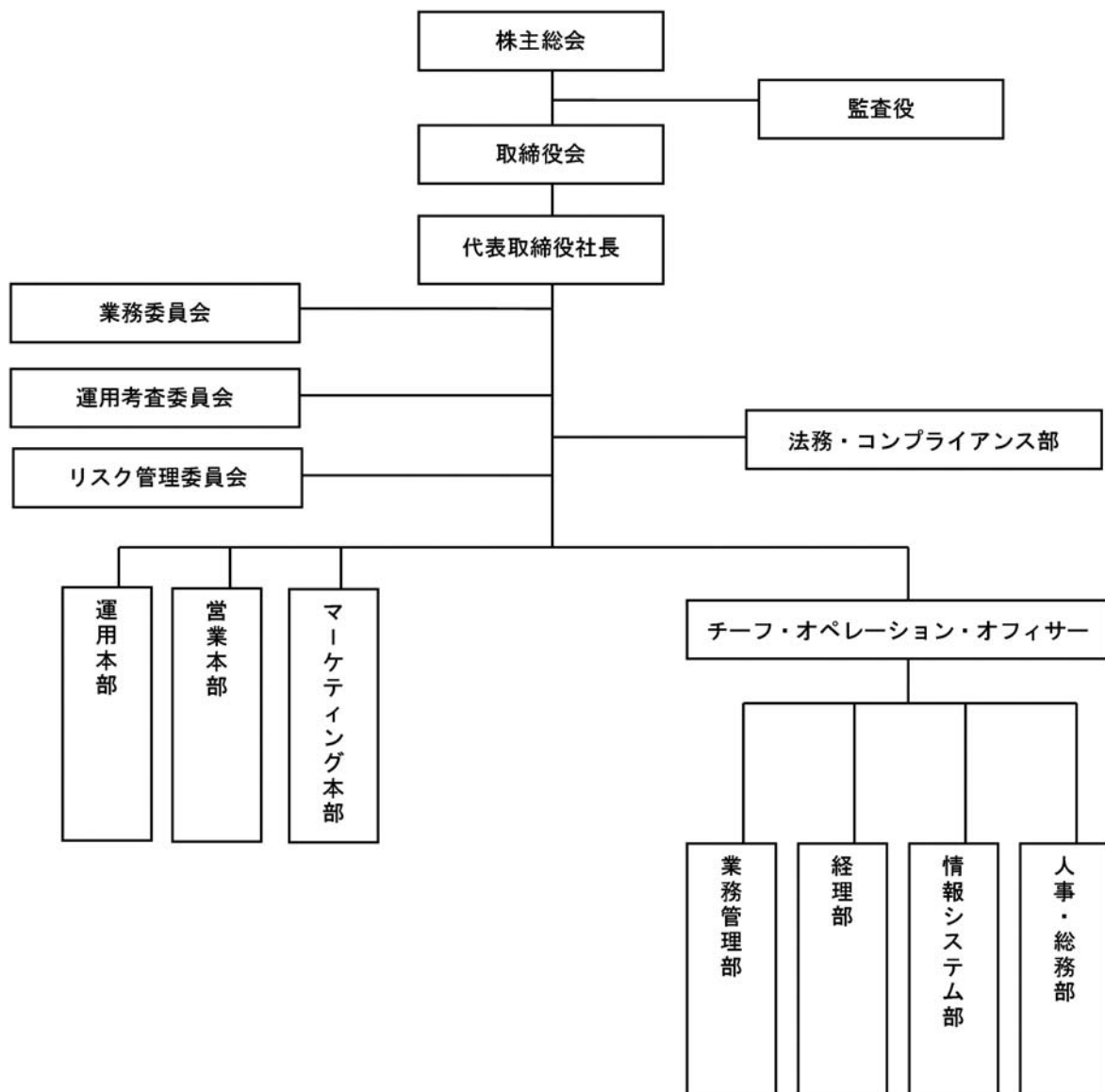
##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

平成23年11月末日現在	資本金	2億5,000万円
	発行株式総数	1万2,000株
	発行済株式総数	5,000株

直近5ヵ年の資本金の変動はありません。

###### (2) 委託会社の機構（平成23年11月末日現在）



## 経営体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

取締役会の決議により、社長1名を選任するものとし、また必要に応じて会長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。当社の代表取締役は社長とし、取締役会は社長の他にその決議によって、他の取締役の中から社長を選定することができます。

取締役会は、社長がこれを招集します。社長がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役にこれを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、社長がこれに当たり、社長に事故あるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名捺印あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとします。取締役会の議事の写しは欠席取締役および欠席監査役に送付します。

## 運用体制

当ファンドは運用指図に関する権限を、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッドに委託します。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京の4ヶ所の主要拠点到資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア・パシフィック株式、エマージング株式、債券・通貨の各運用チームを設けており、グローバルな運用体制を敷いています。債券の運用を担当する債券・通貨チームは、総合、日本、エマージング債・クレジット、スペシャリストの4つのグループにより構成されています。また、債券チーム内だけでなく株式運用チームとも投資環境について、意見や情報交換を活発に行っています。

債券・通貨チームはロンドン、東京を拠点とし、ファンドマネジャー、アナリスト、トレーダーにより構成されています。当ファンドに組入れる銘柄はチームにより討議と検証を経て行われます。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用審査委員会およびリスク管理委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

(平成23年11月末日現在)

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年11月末日現在、委託会社は、合計で18本（純資産総額2,197億円）のファンドの運用を行っています。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

種類	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	18本	219,715,254,322円
合計	18本	219,715,254,322円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受け、当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。


## 独立監査人の監査報告書

平成 22 年 6 月 14 日

ベアリング投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

芳藤 暹 敬 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリング投信投資顧問株式会社の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 25 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリング投信投資顧問株式会社の平成 22 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


## 独立監査人の監査報告書

平成 23 年 6 月 10 日

ベアリング投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

芳藤 運蔵 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリング投信投資顧問株式会社の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 26 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリング投信投資顧問株式会社の平成 23 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	139,531	104,331
前払費用	12,758	13,130
未収委託者報酬	282,511	260,350
未収運用受託報酬	82,329	72,788
未収収益	* 1 15,985	* 1 30,217
未収還付法人税等	9,101	—
繰延税金資産	34,323	18,296
その他	1,343	23
流動資産計	577,885	499,137
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	* 2 50,682	* 2 43,887
有形固定資産計	50,682	43,887
無形固定資産		
電話加入権	1,850	1,850
ソフトウェア	495	363
無形固定資産計	2,345	2,213
投資その他の資産		
長期差入保証金	65,528	65,528
長期前払費用	69	49
預託金	1,500	1,500
繰延税金資産	32,250	36,394
投資その他の資産計	99,349	103,472
固定資産計	152,377	149,574
資産合計	730,263	648,711

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		28,050		6,367
未払手数料	*1	206,719	*1	169,879
未払委託調査費	*1	34,563	*1	17,963
その他未払金		38,226		37,449
リース債務		737		1,096
未払費用		6,193		5,909
賞与引当金		15,150		14,811
未払法人税等		—		2,008
未払消費税等		7,964		6,114
流動負債計		337,605		261,600
固定負債				
リース債務		2,027		4,019
退職給付引当金		79,259		89,444
役員退職慰労引当金		11,899		5,597
固定負債計		93,186		99,061
負債合計		430,791		360,661
純資産の部				
株主資本				
資本金	*3	250,000	*3	250,000
利益剰余金				
利益準備金		3,587		3,587
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		45,883		34,462
利益剰余金計		49,471		38,049
株主資本計		299,471		288,049
純資産合計		299,471		288,049
負債・純資産合計		730,263		648,711

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,475,979		1,486,185
運用受託報酬		411,028		318,282
投資助言報酬	* 2	9,972		—
その他営業収益	* 2	69,491	* 2	92,985
営業収益計		1,966,472		1,897,453
営業費用				
支払手数料	* 2	1,017,659	* 2	897,788
広告宣伝費		8,016		20,215
公告費		1,185		1,185
調査費		35,676		35,150
委託調査費	* 2	151,126	* 2	73,472
委託計算費		102,718		95,544
通信費		5,451		5,473
印刷費		24,083		20,701
協会費		2,163		2,182
営業費用計		1,348,080		1,151,712
一般管理費				
役員報酬	* 1	65,500	* 1	29,464
給料・手当		225,284		236,570
賞与		74,293		167,434
交際費		2,779		1,779
旅費交通費		14,420		15,733
福利厚生費		45,739		54,583
人材募集費		8,295		22,996
業務関連委託費用		18,155		26,465
器具備品費		3,424		2,242
租税公課		3,244		3,563
不動産賃借料		80,070		80,256
固定資産減価償却費		10,676		10,379
退職給付費用		15,271		18,748
役員退職慰労引当金繰入額		5,071		6,297

諸経費		36,630		37,875
一般管理費計		608,857		714,391
営業利益		9,534		31,349
営業外収益				
為替差益		—		2,036
受取利息		127		33
法人税等還付加算金		1,238		261
その他		505		459
営業外収益計		1,872		2,789
営業外費用				
為替差損		7,035		—
営業外費用計		7,035		—
経常利益		4,371		34,139
特別損失				
特別退職金支出額		57,536		31,104
固定資産除却損	* 3	1,184	* 3	2,281
事業所改装費		6,931		—
特別損失計		65,652		33,385
税引前当期純利益（又は△当期純損失）		△61,281		753
法人税, 住民税及び事業税		623		292
法人税等調整額		27,574		11,883
法人税等計		28,198		12,175
当期純損失（△）		△89,479		△11,421

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	250,000	250,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	250,000	250,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	3,587	3,587
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	3,587	3,587
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	135,363	45,883
当期変動額		
当期純損失(△)	△89,479	△11,421
当期変動額合計	△89,479	△11,421
当期末残高	45,883	34,462
利益剰余金合計		
前期末残高	138,951	49,471
当期変動額		
当期純損失(△)	△89,479	△11,421
当期変動額合計	△89,479	△11,421
当期末残高	49,471	38,049
株主資本合計		
前期末残高	388,951	299,471
当期変動額		
当期純損失(△)	△89,479	△11,421
当期変動額合計	△89,479	△11,421
当期末残高	299,471	288,049
純資産合計		

前期末残高	388,951	299,471
当期变动额		
当期纯损失 (△)	△89,479	△11,421
当期变动额合计	△89,479	△11,421
当期末残高	299,471	288,049

重要な会計方針

期 別 項 目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>1. 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。</p> <p>2. 平成19年4月 1 日以降に取得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品                    3年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、規定に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 退職給付引当金 同左</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 同左</p>

	(3)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。	(3)賞与引当金 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日)
	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準の適用指針21号 平成20年3月31日)を適用しております。 この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)												
<p>*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収収益</td> <td style="text-align: right;">10,447千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td style="text-align: right;">62,673千円</td> </tr> <tr> <td>未払委託調査費</td> <td style="text-align: right;">34,525千円</td> </tr> </table>	未収収益	10,447千円	未払手数料	62,673千円	未払委託調査費	34,525千円	<p>*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収収益</td> <td style="text-align: right;">28,786千円</td> </tr> <tr> <td>未払手数料</td> <td style="text-align: right;">40,751千円</td> </tr> <tr> <td>未払委託調査費</td> <td style="text-align: right;">17,894千円</td> </tr> </table>	未収収益	28,786千円	未払手数料	40,751千円	未払委託調査費	17,894千円
未収収益	10,447千円												
未払手数料	62,673千円												
未払委託調査費	34,525千円												
未収収益	28,786千円												
未払手数料	40,751千円												
未払委託調査費	17,894千円												
<p>*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">119,869千円</td> </tr> </table>	器具備品	119,869千円	<p>*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">128,535千円</td> </tr> </table>	器具備品	128,535千円								
器具備品	119,869千円												
器具備品	128,535千円												
<p>*3 授権株式数 12,000株 議決権の総数 5,000個</p>	<p>*3 同左</p>												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日)														
<p>*1 役員報酬の限度額は、以下の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">取締役</td> <td style="text-align: right;">年額500,000千円</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td style="text-align: right;">年額50,000千円</td> </tr> </table>	取締役	年額500,000千円	監査役	年額50,000千円	<p>*1 役員報酬の限度額は、以下の通りであります。</p> <p style="text-align: center;">同左</p>										
取締役	年額500,000千円														
監査役	年額50,000千円														
<p>*2 関係会社との取引に係るものは、以下の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">14,189千円</td> </tr> <tr> <td>その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">49,789千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">264,407千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">150,995千円</td> </tr> </table>	投資助言報酬	14,189千円	その他営業収益	49,789千円	支払手数料	264,407千円	委託調査費	150,995千円	<p>*2 関係会社との取引に係るものは、以下の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">74,166千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">168,363千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">73,391千円</td> </tr> </table>	その他営業収益	74,166千円	支払手数料	168,363千円	委託調査費	73,391千円
投資助言報酬	14,189千円														
その他営業収益	49,789千円														
支払手数料	264,407千円														
委託調査費	150,995千円														
その他営業収益	74,166千円														
支払手数料	168,363千円														
委託調査費	73,391千円														
<p>*3 固定資産除却損の内訳は、以下の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">1,184千円</td> </tr> </table>	器具備品	1,184千円	<p>*3 固定資産除却損の内訳は、以下の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,281千円</td> </tr> </table>	器具備品	2,281千円										
器具備品	1,184千円														
器具備品	2,281千円														

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	—	—	5,000

当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	—	—	5,000

## (リース取引関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  重要性が乏しいため、記載を省略しております。	同左
1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 コピー機 (2) リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料（解約不能のもの） 1年以内                    65,528千円 1年超                        5,460 <hr/> 合計                            70,989千円	1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 コピー機 (2) リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料（解約不能のもの） 1年以内                    5,460千円 1年超                        — <hr/> 合計                            5,460千円

## (金融商品に関する注記)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日)																																																																																
<p>(追加情報) 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に関する取組方針 当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制 営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。 また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。 営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金・預金</td> <td>139,531</td> <td>139,531</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 未収委託者報酬</td> <td>282,511</td> <td>282,511</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) 未収運用受託報酬</td> <td>82,329</td> <td>82,329</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(4) 未収収益</td> <td>15,985</td> <td>15,985</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(5) 長期差入保証金</td> <td>65,528</td> <td>65,528</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>585,886</td> <td>585,886</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(1) 未払手数料</td> <td>206,719</td> <td>206,719</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 未払委託調査費</td> <td>34,563</td> <td>34,563</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>241,282</td> <td>241,282</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 (資産) (1) 現金・預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益 これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (5) 長期差入保証金 これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿額によっております。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1) 現金・預金	139,531	139,531	—	(2) 未収委託者報酬	282,511	282,511	—	(3) 未収運用受託報酬	82,329	82,329	—	(4) 未収収益	15,985	15,985	—	(5) 長期差入保証金	65,528	65,528	—	資産計	585,886	585,886	—	(1) 未払手数料	206,719	206,719	—	(2) 未払委託調査費	34,563	34,563	—	負債計	241,282	241,282	—	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に関する取組方針 当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制 営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。 また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。 営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。</p> <p>2. 金融商品の時価等に関する事項 平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金・預金</td> <td>104,331</td> <td>104,331</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 未収委託者報酬</td> <td>260,350</td> <td>260,350</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(3) 未収運用受託報酬</td> <td>72,788</td> <td>72,788</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(4) 未収収益</td> <td>30,217</td> <td>30,217</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(5) 長期差入保証金</td> <td>65,528</td> <td>65,528</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>533,216</td> <td>533,216</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(1) 未払手数料</td> <td>169,879</td> <td>169,879</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(2) 未払委託調査費</td> <td>17,963</td> <td>17,963</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>187,843</td> <td>187,843</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 (資産) (1) 現金・預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益 これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 (5) 長期差入保証金 これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿額によっております。</p>		貸借対照表計上額	時価	差額	(1) 現金・預金	104,331	104,331	—	(2) 未収委託者報酬	260,350	260,350	—	(3) 未収運用受託報酬	72,788	72,788	—	(4) 未収収益	30,217	30,217	—	(5) 長期差入保証金	65,528	65,528	—	資産計	533,216	533,216	—	(1) 未払手数料	169,879	169,879	—	(2) 未払委託調査費	17,963	17,963	—	負債計	187,843	187,843	—
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																														
(1) 現金・預金	139,531	139,531	—																																																																														
(2) 未収委託者報酬	282,511	282,511	—																																																																														
(3) 未収運用受託報酬	82,329	82,329	—																																																																														
(4) 未収収益	15,985	15,985	—																																																																														
(5) 長期差入保証金	65,528	65,528	—																																																																														
資産計	585,886	585,886	—																																																																														
(1) 未払手数料	206,719	206,719	—																																																																														
(2) 未払委託調査費	34,563	34,563	—																																																																														
負債計	241,282	241,282	—																																																																														
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																																														
(1) 現金・預金	104,331	104,331	—																																																																														
(2) 未収委託者報酬	260,350	260,350	—																																																																														
(3) 未収運用受託報酬	72,788	72,788	—																																																																														
(4) 未収収益	30,217	30,217	—																																																																														
(5) 長期差入保証金	65,528	65,528	—																																																																														
資産計	533,216	533,216	—																																																																														
(1) 未払手数料	169,879	169,879	—																																																																														
(2) 未払委託調査費	17,963	17,963	—																																																																														
負債計	187,843	187,843	—																																																																														

<p>(負債)</p> <p>(1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費</p> <p>これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>(負債)</p> <p>(1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費</p> <p>これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
---	---

(有価証券関係)

<p>前事業年度</p> <p>(自 平成21年4月 1日</p> <p>至 平成22年3月 31日)</p>	<p>当事業年度</p> <p>(自 平成22年4月 1日</p> <p>至 平成23年3月 31日)</p>
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ関係)

<p>前事業年度</p> <p>(自 平成21年4月 1日</p> <p>至 平成22年3月 31日)</p>	<p>当事業年度</p> <p>(自 平成22年4月 1日</p> <p>至 平成23年3月 31日)</p>
該当事項はありません。	同左

(ストックオプション関係)

<p>前事業年度</p> <p>(自 平成21年4月 1日</p> <p>至 平成22年3月 31日)</p>	<p>当事業年度</p> <p>(自 平成22年4月 1日</p> <p>至 平成23年3月 31日)</p>
該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 79,259千円 退職給付引当金 79,259千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 15,271千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 89,444千円 退職給付引当金 89,444千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 18,748千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)																																																																						
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>① 流動の部 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一括償却資産償却限度超過</td> <td style="text-align: right;">497 千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">2,516</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">6,164</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;"><u>25,466</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">34,645 千円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未収還付事業税</td> <td style="text-align: right;"><u>△322</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;"><u>△322</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">34,323 千円</td> </tr> </table> <p>② 固定の部 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">32,250 千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>4,842</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right;">37,092 千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>△4,842</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;"><u>32,250</u> 千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">32,250 千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">△92.12</td> </tr> <tr> <td>税効果を認識できない差異等</td> <td style="text-align: right;">6.39</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>△0.98</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;"><u>△46.02%</u></td> </tr> </table>	一括償却資産償却限度超過	497 千円	未払費用否認	2,516	賞与引当金	6,164	繰越欠損金	<u>25,466</u>	繰延税金資産合計	34,645 千円	未収還付事業税	<u>△322</u> 千円	繰延税金負債合計	<u>△322</u> 千円	繰延税金資産の純額	34,323 千円	退職給付引当金	32,250 千円	役員退職慰労引当金	<u>4,842</u>	繰延税金資産計	37,092 千円	評価性引当額	<u>△4,842</u>	繰延税金資産合計	<u>32,250</u> 千円	繰延税金資産の純額	32,250 千円	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入 されない項目	△92.12	税効果を認識できない差異等	6.39	その他	<u>△0.98</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△46.02%</u>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>① 流動の部 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一括償却資産償却限度超過</td> <td style="text-align: right;">766 千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">701</td> </tr> <tr> <td>未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">2,404</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">6,026</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;"><u>8,395</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">18,296 千円</td> </tr> </table> <p>② 固定の部 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">36,394 千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>2,277</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産計</td> <td style="text-align: right;">38,672 千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>△2,277</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">36,394 千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">1,876.00</td> </tr> <tr> <td>税効果を認識できない差異等</td> <td style="text-align: right;">△340.19</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>79.35</u></td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;"><u>1,615.16%</u></td> </tr> </table>	一括償却資産償却限度超過	766 千円	未払事業税	701	未払費用否認	2,404	賞与引当金	6,026	繰越欠損金	<u>8,395</u>	繰延税金資産合計	18,296 千円	退職給付引当金	36,394 千円	役員退職慰労引当金	<u>2,277</u>	繰延税金資産計	38,672 千円	評価性引当額	<u>△2,277</u>	繰延税金資産合計	36,394 千円	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入 されない項目	1,876.00	税効果を認識できない差異等	△340.19	その他	<u>79.35</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>1,615.16%</u>
一括償却資産償却限度超過	497 千円																																																																						
未払費用否認	2,516																																																																						
賞与引当金	6,164																																																																						
繰越欠損金	<u>25,466</u>																																																																						
繰延税金資産合計	34,645 千円																																																																						
未収還付事業税	<u>△322</u> 千円																																																																						
繰延税金負債合計	<u>△322</u> 千円																																																																						
繰延税金資産の純額	34,323 千円																																																																						
退職給付引当金	32,250 千円																																																																						
役員退職慰労引当金	<u>4,842</u>																																																																						
繰延税金資産計	37,092 千円																																																																						
評価性引当額	<u>△4,842</u>																																																																						
繰延税金資産合計	<u>32,250</u> 千円																																																																						
繰延税金資産の純額	32,250 千円																																																																						
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																																						
交際費等永久に損金に算入 されない項目	△92.12																																																																						
税効果を認識できない差異等	6.39																																																																						
その他	<u>△0.98</u>																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△46.02%</u>																																																																						
一括償却資産償却限度超過	766 千円																																																																						
未払事業税	701																																																																						
未払費用否認	2,404																																																																						
賞与引当金	6,026																																																																						
繰越欠損金	<u>8,395</u>																																																																						
繰延税金資産合計	18,296 千円																																																																						
退職給付引当金	36,394 千円																																																																						
役員退職慰労引当金	<u>2,277</u>																																																																						
繰延税金資産計	38,672 千円																																																																						
評価性引当額	<u>△2,277</u>																																																																						
繰延税金資産合計	36,394 千円																																																																						
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																																						
交際費等永久に損金に算入 されない項目	1,876.00																																																																						
税効果を認識できない差異等	△340.19																																																																						
その他	<u>79.35</u>																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>1,615.16%</u>																																																																						

## (持分法損益等)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日)
該当事項はありません。	同左

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引)

前事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		投資助言契約、役員の兼任	*1投資助言	14,189	未収投資助言報酬	-
							兼業契約、役員の兼任	*2情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	49,789	未収収益	10,447
							運用委託契約、役員の兼任	*3運用委託	264,407	未払手数料	62,673
150,995	未払委託調査費	34,525									

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	13,000 千香港ドル	投資運用業	なし		投資助言契約	*1投資助言	△3,316	未収投資助言報酬	-
							兼業契約	*2情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	19,702	未収収益	5,538
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*3運用委託	41,131	未払手数料	10,900
									131	未払委託調査費	37
事務代行契約の締結	*4事務代行手数料の支払	9,219	その他未払金	2,048							
親会社の子会社	Baring Asset Management, Inc.	米国 ボストン	12,002 千米ドル	投資運用業	なし		投資助言契約	*1投資助言	△900	未収投資助言報酬	-
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし		役務の受け入れ	*5システムサポートの支払	10,297	その他未払金	1,130

(注)

1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
  - \* (1) 当該会社との投資助言契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を受け取っております。
  - \* (2) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
  - \* (3) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
  - \* (4) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間を基礎として決定しています。
  - \* (5) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

3. 親会社情報

Baring Asset Management Ltd. (非上場)

当事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%	兼業契約、役員の兼任	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	74,166	未収収益	28,786	
							運用委託契約、役員の兼任	*2運用委託	168,363	未払手数料	40,751
									73,391	未払委託調査費	17,894

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	13,000 千香港ドル	投資運用業	なし	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	18,819	未収収益	1,430	
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	27,769	未払手数料	5,259
									80	未払委託調査費	69
							事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	7,773	その他未払金	1,875
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし	役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	13,549	その他未払金	3,370	

(注)

1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
  - \* (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
  - \* (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
  - \* (3) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消費時間を基礎として決定しています。
  - \* (4) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消費時間等を基礎として決定しています。

3. 親会社情報

Baring Asset Management Ltd. (非上場)

(セグメント情報等)

前事業年度

(自 平成21年4月 1日  
至 平成22年3月 31日)

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度

(自 平成22年4月 1日  
至 平成23年3月 31日)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,486,185	318,282	92,985	1,897,453

2. 地域ごとの情報

(ア) 売上高 (単位：千円)

日本	英国	香港	合計
1,804,468	74,166	18,819	1,897,453

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(イ) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

## (一株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日)
一株当たり純資産額 59,894円33銭 一株当たり当期純損失(△) △17,895円99銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため、記述しておりません。	一株当たり純資産額 57,609円97銭 一株当たり当期純損失(△) △2,284円36銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため、記述しておりません。

(注) 一株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日)
当期純損失(△) (千円)	△89,479	△11,421
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純損失(△) (千円)	△89,479	△11,421
期中平均株式数 (千株)	5	5

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日)
該当事項はありません。	同左

## 独立監査人の中間監査報告書

平成 23 年 12 月 22 日

ベアリング投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

芳藤 通教 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリング投信投資顧問株式会社の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 27 期事業年度の中間会計期間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベアリング投信投資顧問株式会社の平成 23 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表  
 (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期末  
 (平成23年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		188,961
前払費用		20,007
未収入金		990
未収委託者報酬		268,604
未収運用受託報酬		81,782
未収収益		16,841
繰延税金資産		18,296
その他の流動資産		52
流動資産計		<u>595,535</u>
固定資産		
有形固定資産	* 1	
器具備品		39,889
有形固定資産計		<u>39,889</u>
無形固定資産		
電話加入権		1,850
ソフトウェア		296
無形固定資産計		<u>2,147</u>
投資その他の資産		
長期差入保証金		55,860
長期前払費用		39
預託金		1,500
繰延税金資産		36,394
投資その他の資産計		<u>93,793</u>
固定資産計		<u>135,831</u>
資産合計		<u>731,366</u>

(単位：千円)

当中間会計期末  
(平成23年9月30日)

負債の部		
流動負債		
預り金		9,203
未払手数料		173,040
未払委託調査費		17,967
その他未払金		31,239
リース債務		1,096
未払費用		6,850
賞与引当金		11,623
未払法人税等		34,612
未払消費税等	* 2	8,537
流動負債計		<u>294,170</u>
固定負債		
リース債務		3,471
退職給付引当金		104,224
役員退職慰労引当金		6,557
固定負債計		<u>114,253</u>
負債合計		<u>408,423</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		250,000
利益剰余金		
利益準備金		3,587
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		69,355
利益剰余金計		<u>72,943</u>
株主資本計		<u>322,943</u>
純資産合計		<u>322,943</u>
負債・純資産合計		<u>731,366</u>

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業収益	
委託者報酬	703,986
運用受託報酬	155,304
その他営業収益	32,289
営業収益計	891,581
営業費用	
支払手数料	434,630
広告宣伝費	4,488
公告費	1,185
調査費	
調査費	16,464
委託調査費	35,590
委託計算費	45,114
営業雑経費	
通信費	2,773
印刷費	12,032
協会費	1,135
営業費用計	553,415
一般管理費	
給料	
役員報酬	12,720
給料・手当	126,524
賞与	6,852
交際費	1,036
旅費交通費	8,022
福利厚生費	22,135
人材募集費	1,800
業務関連委託費用	13,135
器具備品費	1,151
租税公課	475
不動産賃借料	35,822
固定資産減価償却費	* 1 4,305

退職給付費用		14,780
役員退職慰労引当金繰入額		960
諸経費		18,523
一般管理費計		<u>268,248</u>
営業利益		<u>69,918</u>
営業外収益		
受取利息		16
その他		453
営業外収益計		<u>469</u>
営業外費用		
為替差損		869
その他		9
営業外費用計		<u>879</u>
経常利益		<u>69,508</u>
税引前中間純利益		69,508
法人税, 住民税及び事業税	* 2	<u>34,615</u>
中間純利益		<u>34,893</u>

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	250,000
当中間期末残高	250,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	3,587
当中間期末残高	3,587
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	34,462
当中間期変動額	
中間純利益	34,893
当中間期変動額合計	34,893
当中間期末残高	69,355
株主資本合計	
当期首残高	288,049
当中間期変動額	
中間純利益	34,893
当中間期変動額合計	34,893
当中間期末残高	322,943
純資産合計	
当期首残高	288,049
当中間期変動額	
中間純利益	34,893
当中間期変動額合計	34,893
当中間期末残高	322,943

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。</p> <p>②平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 3～15年</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。</p> <p>(2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(3)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>

(追加情報)

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月 30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び過去の誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。 器具備品 132,775千円
*2 消費税等の取扱い 仮受消費税及び仮払消費税は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月 30日)
*1 減価償却実施額 有形固定資産 4,239千円 無形固定資産 66千円
*2 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

(中間株主資本変動計算書関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)			
授權株式数および発行済株式総数			
授權株式数	普通株式		12,000株
発行済株式数	普通株式		5,000株
議決権の総数	普通株式		5,000個

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月 30日)	
1. ファイナンス・リース取引	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1) リース資産の内容	
有形固定資産	
コピー機	
(2) リース資産の減価償却の方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。	
2. オペレーティング・リース取引	
未経過リース料 (解約不能のもの)	
1年以内	55,704千円
1年超	88,198
合計	143,902千円
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引	
重要性が乏しいため、記載を省略しております。	

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間  
(自 平成23年4月 1日  
至 平成23年9月 30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	188,961	188,961	—
(2) 未収入金	990	990	—
(3) 未収委託者報酬	268,604	268,604	—
(4) 未収運用受託報酬	81,782	81,782	—
(5) 未収収益	16,841	16,841	—
(6) 長期差入保証金	55,860	55,860	—
資産計	613,040	613,040	—
(1) 未払手数料	173,040	173,040	—
(2) 未払委託調査費	17,967	17,967	—
(3) その他未払金	31,239	31,239	—
負債計	222,247	222,247	—

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

- (1) 現金・預金 (2) 未収入金 (3) 未収委託者報酬 (4) 未収運用受託報酬 (5) 未収収益

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿額によっております。

(負債)

- (1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費 (3) その他未払金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月 30日)				
セグメント情報 当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
関連情報				
1. 製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	703,986	155,304	32,289	891,581
2. 地域ごとの情報				
(1) 売上高				(単位：千円)
	日本	英国	香港	合計
	859,291	29,662	2,627	891,581
(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。				
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。				
報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。				
報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。				

(資産除去債務に関する注記)

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月 30日)
重要性が乏しいため、中間財務諸表等規則第5条の4により記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月 30日)
1株当たり純資産額	64,588円62銭
1株当たり中間純利益	6,978円65銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記述していません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月 30日)	
中間純利益	34,893千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る中間純利益	34,893千円
期中平均株式数	5,000 株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月 30日)
該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を凶るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 追加型株式投資信託

BAMワールド・ボンド・アクティブ・オープン

### 約 款

## ベアリング投信投資顧問株式会社

### 運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

#### 運用方法

##### (1) 投資対象

日本を除く世界の投資適格格付けの公社債を主な投資対象とします。ただし、純資産総額の20%を上限として、非投資適格債および新興国の債券に投資することがあります。

##### (2) 運用態度

- ① 日本を除く世界の投資適格債を主な投資対象とし、インカム・ゲインの確保と信託財産の安定的で長期的な成長を目指します。ただし、純資産総額の20%を上限として、非投資適格債および新興国の債券に投資することがあります。
- ② ポートフォリオ全体の平均格付けを、原則としてA格以上に維持します。
- ③ 円ベースで、日本の国内債券インデックスを上回るリターンを目指します。
- ④ 為替変動リスクのヘッジ目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、外国為替の予約取引を行います。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入を行うことができます。

##### (3) 投資制限

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。））の行使により取得した株券に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 外国為替の予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 有価証券先物取引等は約款第23条の範囲で行います。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

#### 分配方針

年4回の毎決算時（1月、4月、7月、10月の各20日。ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
BAM ワールド・ボンド・アクティブ・オープン  
約 款

(委託者および受託者)

第1条 この信託は、ベアリング投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、受益者のために利殖する目的をもって179,123万円を信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託の期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第6項、第47条第1項、第48条、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

(受益権の取得申込の勧誘と種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、これを179,123口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人証券投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場

合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

（受益権の申込単位、価額および手数料等）

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、10口以上1口単位をもって取得申込に応じることができるものとし、

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.5%を超えない範囲で委託者の指定する証券会社および登録金融機関が個別に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託約款締結日目の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1万円に、当該取得申込総口数に応じて次に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下、本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下、本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下、本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下、本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヶ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の当該受益権の価額は、当該償還金の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については取得申込日の翌営業日の基準価額とし、当該取得申込総口数のうち、償還金取得口数を超える口数については、当該基準価額に、第2号に定める当該取得申込総口数に適用される率を当該基準価額に乘じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込み受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし、
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第14条 <削除>

(記名式の受益証券の再交付)

第15条 <削除>

(受益証券を毀損した場合などの再交付)

第16条 <削除>

(受益証券の再交付の費用)

第17条 <削除>

(運用の指図範囲等)

第18条 委託者(第19条の2に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下第19条、第20条から第23条まで、第25条および第32条から第34条までについて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
5. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1号第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第5号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下この条において同じ。)により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券、および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第19条の2

委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に掲げる権限を次の者に委託します。

1. 世界各国の公社債の運用  
ベアリング アセット マネジメント リミテッド

155 Bishopsgate, London EC2M 3XY

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第39条に基づいて毎計算期末または信託終了のとき委託者が受ける報酬から支弁するものとし、当該運用者の運用に係る信託財産の純資産総額に年10,000分の33.5の率を乗じて得た金額以内とし、委託者と委託を受けた者の間で別途定めるものとします。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託内容を変更することができます。

#### (投資する株式の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずるものとして米国店頭市場 (NASDAQ) において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

#### (同一銘柄の株式等への投資制限)

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下、同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます、以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第18条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下、同じ。）に信託財産が限月までに受

取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(外貨建資産の円換算および予約外貨の評価)

第26条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(有価証券の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(保管業務の委任)

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(混蔵寄託)

第29条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証券またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第30条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却および再投資の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わない

ものとしします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額としします。
  1. 一部解約金の支払い資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
  2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内。
  3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- ③ 第1項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとしします。
- ④ 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年1月21日から4月20日まで、4月21日から7月20日まで、7月21日から10月20日まで、10月21日から翌年1月20日までとすることを原則としします。ただし、第1計算期間は、平成10年10月30日から平成11年1月20日までとしします。

- ② 前項の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する総計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第38条 信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下、「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第39条 委託者および受託者の信託報酬は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155の率を乗じて得た金額としします。なお、委託者と受託者との間の配分は、別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるためその一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(受益権の買取)

第41条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買い取ります。

- ② 前項の場合、受益権の買取価額は、買取申込を受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額としします。
- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取を中止することができます。
- ④ 前項により受益権の買取が中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取を受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額としします。

(信託の一部解約)

第42条 受益者（前条の委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20万口を下回るようになった場合には、受託者と協議の上、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対し書面を交付します。ただし、全ての受益者に対し書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第42条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第43条 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第44条 受託者は、収益分配金については、第45条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については、第45条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金については、第45条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第46条の規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ③ 一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ <削除>
- ⑦ <削除>

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに

信託終了による償還金については前条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けた時は、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第52条の規定にしたがい新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取り請求権)

第52条の2 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### (公 告)

第53条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第55条 第45条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の受益権の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

(付則)

第56条 平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権については、前条の適用を除いては、尚従前の取扱いをします。

(付則)

第57条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、(受益証券の発行および種類)から第17条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成10年10月30日

東京都千代田区永田町2丁目11番1号  
委託者 バ어링投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社